

一般社団法人

たまき文化スポーツクラブ

たまスポ

2024年度 会員募集 要項



CULTURE SPORT

TAMASPO®

総合型地域スポーツクラブ

事務局

一般社団法人

たまき文化スポーツクラブ

〒519-0416 三重県度会郡玉城町下田辺 800 番地 玉城町中央公民館内

☎・FAX 0596-58-6555

<https://tamaspo.web.fc2.com/>

✉ tamaspo@jade.plala.or.jp

たまスポホームページ QRコード →

事務局開局時間 全日 9:00 ~ 20:00 (年末年始閉局)



2024年度 会 員 募 集

会員の 種類と 会 費

会員区分

年会費（保険料含む）

子ども・中学生

2,000円

一 般

4,000円

65歳以上(申込み時)

3,200円

賛 助 会 員

一〇 5,000円

たまき文化スポーツクラブは玉城町民以外の方もどなたでも入会できます。

入会手続き・教室等の申込について

入会申込

- ・ 申込用紙（様式第1号）に必要事項をご記入の上、年会費を添えてたまき文化スポーツクラブ事務局へお申し込みください。裏面の規約をお読みください。
- ・ 定員制のものについては、先着順、定員になり次第締め切ります。
- ・ 子ども達の参加（送迎など）については、保護者の責任で行ってください。
- ・ 日程、場所及び内容については、一部変更の場合がありますのでご承知おきください。

注意事項

- ①会費、保険の有効期限は、2025年3月31日となります（途中入会も同条件です）。
- ②会員登録された方には、会員証を発行します。各種教室やイベント等で提示を求める場合がありますので、紛失しないように注意してください（再発行には、手数料が必要です）。
- ③一度お支払いいただいた会費、参加費についてはお返しできませんのでご了承ください。
- ④非会員の方は、イベント参加時には保険が適応されますが、教室参加時は適応されませんのでお気をつけ下さい。

たまスポ インターネット掲示板



イベントや教室の実施の有無、天候等による中止や休講の緊急連絡に使用します。



<http://www.z-z.jp/?tamasp-mio>

玉城町スポーツ少年団

※別途申込、団費が必要になります。

剣 道

空 手 道

サッカー

軟式野球

バドミントン

ソフトテニス

- 一、お客様
- 二、世間様
- 三、おさやん
- 三方よしの店

徳肉おれもん おさやん

☎(0596)58-0123



合資会社 西村商店

〒519-0415 三重県度会郡玉城町田丸244番地
TEL 0596-58-2225 FAX 0596-58-6223

BANKYO

万協製薬株式会社

本社：多気町仁田725-1 TEL：0598-30-5266
玉城工場：玉城町富岡22 TEL：0596-67-2088

<https://www.bankyo.com>

コツジ創建 KS

お庭のリフォーム ・外構工事 ・解体作業
・エクステリア ・etc

〒519-0436 三重県度会郡玉城町山神188-3



EIKOUCAR®

車検・修理・钣金・塗装

新中古車販売・買取

株式会社永光自動車

〒519-0425
三重県度会郡玉城町岩出509-4
TEL 0596-58-1133 FAX 0596-58-1135

友だち募集中



Instagram 検索してください



玉城ふれあい農園

度会郡玉城町勝田5248 TEL 0596-58-3838
FAX 0596-58-7857

いちご狩り
2月下旬～5月上旬

いちご・椎茸の直売
12月上旬～5月上旬



Panasonic パナソニック製品取扱店



暮らしがかわる交差点

タマキ

営業品目 パナソニック家電製品・オール電化
キッチン・トイレ・バス リフォーム
EV 車充電コンセント・蓄電池工事

度会郡玉城町佐田302 TEL 0596-58-3254 FAX 0596-58-6453
E-mail: panasumo@poem.ocn.ne.jp 携帯 090-3304-8979

花苗・野菜苗・しめ縄・さつまいも
エディブルフラワー の生産・販売

玉城園芸(株)

玉城町中角236



ホームページ



インスタ



JAZZ VOCAL ♪ LIVE&LESSON
EVENT MC

Tel. 090-5608-1768 (山路)

心と体をいたわる夜のヨガ教室

初心者でも
安心・安全

対象：中学生以上の女性
 参加費：会 員 3,000円/6回
 非会員 3,500円/6回
 日時：4~6月、7~9月、10~12月
 1~3月
 第1、3水曜 19:30~20:30
 場所：中央公民館 和室
 <8人以上で開講>



いきいき中国健康体操

ゆっくり
ゆったり
心地よく...

対象：会員
 参加費：1,000円/年
 日時：毎週木曜日
 10:00~11:30
 場所：中央公民館ホール



たまスポ ストレッチ

心も体も
しなやかに

対象：小学生以上
 参加費：会 員 500円/半期
 非会員 200円/回
 日時：第2、3、4金曜
 19:30~20:30
 場所：中央公民館ホール



はじめての太極拳

粘りの体力
太極拳

対象：会員
 参加費：会 員 1,300円/月
 体験：会 員 4回無料
 非会員 200円/回×4回
 日時：毎週木曜
 19:30~21:30
 場所：田丸小学校体育館
 ※土曜教室は満員のため募集
 しません。



心と体にチベットヨガ

めぐりをよくして
イキイキ元気

対象：一 般
 参加費：会 員 3,000円/8回
 非会員 3,500円/8回
 日時：4月~7月、9月~12月...8回
 1月~3月...6回(暖房・照明代含む)
 第2、4土曜
 10:00~11:20
 場所：中央公民館ホール



バレトン

楽しく
リフレッシュ!

対象：一般
 参加費：会 員 2,000円/月
 非会員 2,500円/月
 日時：毎週金曜
 10:00~11:00
 場所：中央公民館 和室



トレーニングセンターで健康づくり

対 象

会員 (高校生以上)

スポーツジムで
筋力アップを!

日 時

・週1回会員 年会費 1,000円

・週2回会員 年会費 4,000円

10:00~22:00

10:00~16:00 (日曜日のみ)

場 所

トレーニングセンター



みんなで楽しくバドミントン

バドミントンの
楽しさを満喫

対象：小学生以上・初心者OK
 参加費：500円/半期
 非会員 200円/回
 日時：毎週土曜
 13:00~16:00
 場所：体育センター



経験者バドミントン

切磋琢磨
腕を磨きます

対象：バドミントン経験のある方
 中学生以上
 (中学生は保護者同伴)
 参加費：会 員 300円/回
 非会員 400円/回
 日時：毎週火曜
 20:00~22:00
 場所：体育センター



ソフトバレーボール

対象：一般
 参加費：会 員 無料
 非会員 200 円 / 回
 日時：毎週水曜
 20：00～22：00
 場所：体育センター

ソフトなボールで
エキサイティング
バレー



硬式テニス教室

対象：一般（中学生以上）
 参加費：会 員 1,300 円 / 月
 （半期一括払いは 7,000 円）
 非会員 1,800 円 / 月
 日時：第 1、3 木曜日
 19：30～21：30
 場所：テニスコート

テニスコーチが
初心者から
指導します



小学生サッカースクール

対象 小学生
 参加費：会 員 1,000 円 / 月
 非会員 1,500 円 / 月
 日時：第 1、3 火曜日
 18：00～19：00
 場所：お城広場

レベルアップを
めざそう！



小学生硬式テニス教室

対象：小学生
 参加費：会 員 1,000 円 / 月
 非会員 1,500 円 / 月
 日時：毎週日曜
 初級① 18：00～19：00
 初級② 19：00～20：00
 場所：テニスコート

コーチと
いっしょに
楽しくプレー



ジュニアバレーボール

対象：4年生～6年生（会員）
 参加費：会 員 1,000 円 / 年
 日時：毎週土曜
 9：00～12：00
 場所：田丸小学校体育館

バレーの基礎を
楽しく学びます



スポーツ健康 吹き矢

対象：小学生以上
 参加費：会 員 1,200 円 / 半期
 非会員 200 円 / 回
 日時：毎週水曜
 19：30～21：00
 場所：中央公民館ホール

健康と集中力
ピンと空気が
張りつめます



卓球を楽しもう

●昼 対 象：会員
 参加費：600 円 / 半期
 日 時：毎週水曜日
 9：30～11：30
 ●夜 対 象：会員（小学生以上）
 参加費：500 円 / 半期
 日 時：毎週木曜日
 19：00～21：30
 ※非会員は昼・夜とも 200 円 / 回
 ●土曜 対 象：小・中・高生（会員）
 日 時：毎週土曜日
 19：00～21：30
 参加費：非会員 100 円 / 回
 場所：体育センター

卓球熱
上昇中…！



ジュニア陸上教室

対 象
 ①年少～小2（定員 20 人）
 ②小3～小6（定員 20 人）
 日 時
 毎週土曜日
 ②13：00～15：00
 ①15：30～16：30
 場 所
 田丸小グラウンド
 参加費
 ① 2,000 円 / 月
 ② 3,000 円 / 月

楽しく走って
体づくり！



※詳しくはお問い合わせ下さい。
 ※園児には保護者が付き添ってください。

新 ジュニア体操教室

とび箱、マットを
楽しもう!

対象：①年中～年長
②小学生
参加費：3,000円/月
日時：第1、2、3木曜日
①16:30～17:20
②17:30～18:20
場所：体育センター



小池流保存会

夏休みの
泳力アップ
まちがいなし

対象：小学校高学年
参加費：2,000円一律（保険料含）
小学校が夏休み中
日時：10:00～12:00
場所：町営プール



その他の教室もあります

HIP HOP ダンス・スクール

日時：第1、2、3火曜
18:30～入門クラス
(園児におすすめ)
19:30～初級クラス
(小学生におすすめ)



親子リトミック

親子で楽しみながら
音楽に触れ合い
学んでいきます♪

対象：1歳半～3歳の未就園児と親
参加費：会 員 2,500円/月
非会 員 3,000円/月
日時：第1・第3土曜(変更の場合有り)
10:20～11:10
場所：中央公民館ホール
(5組以上で開講、7組まで)



ゴルフ教室

春と秋にゴルフ教室を開催予定です。初心者から中級・上級までレベルに合わせて、少人数教室を計画しています。

今年度は4月11日(木)
より開催します。
※詳しくはお問い合わせ下さい。



健康マーじゃん

マーじゃんは脳のトレーニングに効果がある楽しいゲームです。初めての方でも半年でプレーできるように指導します。ぜひご参加ください。

対象：一般
参加費：会 員 100円/回
非会 員 200円/回

照明代：100円/月
エアコン使用時 100円/週
日時：毎週火曜 第2週 9:30～12:00
第1、3、4週 13:00～16:00
毎週木曜 13:00～16:00
毎週金曜 13:00～16:00
場所：中央公民館1F会議室



吹奏楽を楽しもう

楽器をもって
集まるう

対象：一般
参加費：会 員 1,200円/年
非会 員 200円/回
日時：毎月第3日曜15:00～17:00
場所：中央公民館2階小会議室



- ・春と秋にゴルフコンペ
- ・農業体験(芋掘り)
- ・健康マラソン
- ・村山龍平杯駅伝
- ・ハイキング 等、計画しています

楽しく健康!ボイストレーニング

声を出して
気持ちいい!!
心も身体も健康に!

参加費：会 員 1,500円/月
非会 員 2,000円/月
日時：毎月 第2、4火曜
9:45～10:45
場所：中央公民館 和室
(定員女性10名)



たまき文化スポーツクラブ新規入会・更新申込書

【個人】

年 月 日受付

ふりがな		新規	男	会員No.
名 前		・	・	
		更新	女	
生年月日	S・H・R 年 月 日 (歳)			会 費
住 所	〒 - -			円
連絡先	TEL - -	携 帯 - -		
	E-mail			
会員区分	学校 () 年 ・ 一般 ・ 65歳以上			
希望教室名	教室メニューから希望の教室名をお書きください。			

※ 太枠内は必ずご記入ください。

※ 会員は一人1枚申込書を出してください。家族会員の欄はなくなりました。

※ イベント等の連絡をメールで行いますので、携帯かパソコンのメールアドレスをお書きください。

※ お預かりする個人情報につきましては、当クラブの運営及び連絡等以外に使用しません。

また、個人の同意なしに第三者への開示、提供をすることはありません。(法令等により、開示を求める場合を除きます)
個人情報は、たまき文化スポーツクラブにて厳重に管理致します。

★裏面のたまき文化スポーツクラブの規約をお読みいただき、同意書に記名・捺印をお願いします。

会員が18歳未満の場合は、保護者の方が記名・捺印をお願いします。

同 意 書	
クラブ規約に同意の上、活動中、万一不慮の事故及び障害について、当クラブ指定の保険摘要事項以外は本クラブに責任を問わないことを約束し、入会いたします。	
年 月 日	本人氏名 代表者氏名 Ⓜ
	本人が18歳未満の場合 保護者氏名 Ⓜ

今年度も更新手続きを、お忘れなく!! 手続きの際は、お持ちの会員カードを持参して事務局へお越しください

一般社団法人 たまき文化スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「一般社団法人 たまき文化スポーツクラブ」(以下「本クラブ」)と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツができる環境づくり」をめざし、玉城町における生涯スポーツ活動及び文化活動の振興を図り、青少年の健全育成、町民の健康体力の保持増進を推進することにより、スポーツと文化活動を通じ、世代を超えたコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ教室、文化教室の開催
- (2) クラブ活動への支援
- (3) スポーツ大会、各種イベント、健康づくり事業の開催
- (4) 各種研修会、講習会等の開催
- (5) 本クラブに関する広報活動
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(クラブの構成)

第4条 本クラブは、会員によって構成される。

2 会員は、次の者とする。

(1) 会員 本クラブの目的に賛同して入会し、本クラブの活動に参加する者

(2) 賛助会員 本クラブの目的に賛同し、事業を援助できる者又は団体

(入会資格)

第5条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として玉城町に在住又は勤務し、クラブの目的に賛同する者とする。ただし、本クラブの目的に賛同する者であれば、玉城町外であっても入会することができる。
- (2) 本クラブの定める諸規定を厳守する者であること。

(会員資格の喪失)

第6条 本クラブの会員の資格は、脱退、除名、死亡及び年会費未納によって喪失する。

(除名)

第7条 本クラブは、第5条の要件に違反した会員に対して、本部役員会の議決を経て除名することができる。

(入会の手続き)

第8条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第9条 会員が納める費用は、次のものをいう。

- ① 年会費
- ② 保険料
- ③ 受講料・参加費など

(会費の納入)

第10条 会員は、入会手続き時に年会費を支払うものとする。

(会費の返還)

第11条 一旦入金した会費等は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。ただし、受講料・参加費などは返還する場合がある。

第3章 組織

(役員等)

第12条 本クラブに次の役員を置く。

- ① 代表理事兼会長 1名
- ② 理事兼副会長 3名以内
- ③ クラブマネージャー 1名
- ④ 副クラブマネージャー 1名
- ⑤ 監事 2名

第13条 本クラブに、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事兼会長が委嘱し、必要に応じて代表理事兼会長の諮問に応じる。

(役員等の選出)

第14条 代表理事兼会長、理事兼副会長、監事は総会により選出する。

2 副クラブマネージャーは会長が指名する。

第15条 イベント企画運営委員は会員の中から、本部役員会の承認を経て代表理事兼会長が指名する。

(役員等の職務)

第16条 役員等の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事兼会長は、本クラブを代表し会務を総括する。
- (2) 理事兼副会長は、代表理事兼会長を補佐し、代表理事兼会長に事故等がある時は、あらかじめ代表理事兼会長が定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 本部役員会は、事業計画、財務、連絡調整、広報活動にあたる。
- (4) イベント企画運営委員は、各種イベントの企画運営にあたる。
- (5) 監事は、本クラブの財務を監査する。

(役員等の任期)

第17条 役員等の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

第4章 クラブマネージャー

(クラブマネージャー)

第18条 クラブマネージャーは本部役員会で指名する。

2 クラブマネージャーは、代表理事兼会長が兼ねることができる。

(職務)

第19条 クラブマネージャーは、本クラブの事業・運営全般や事務処理に関する業務を行う。

第5章 会議

(会議)

第20条 本クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会

(3) 理事会

(4) イベント企画運営委員会

(5) 教室代表者会

(総会)

第21条 総会は、本クラブの諸運営に関わる最高議決機関とする。

2 総会は、代表理事兼会長が必要に応じて招集し、理事3名と監事2名の合計過半数の出席にて成立とする。ただし、委任状をもって出席とみなす。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、承認・決定する。

- (1) 本クラブの基本方針に関すること
- (2) この規約の制定及び改廃に関すること
- (3) 事業計画及び報告に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) 役員に関すること
- (6) その他、本クラブ運営に関し重要な事項

(本部役員会)

第22条 本部役員会は、代表理事兼会長、理事兼副会長、クラブマネージャー、副クラブマネージャー、監事をもって構成する。

2 本部役員会は、代表理事兼会長が招集し、事業の計画及び運営に関する事項を協議し、決定する。

3 本部役員会は、総会を開催するいとまのない場合において、クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められる時は、総会の権限に属する事項について審議し、承認・決定することができる。

(理事会)

第23条 理事会は、代表理事1名と理事2名の3人をもって構成し、定例で開催する。

2 理事会は、本部役員会の決定を受け、実務を執行する。又、詳細の決定権を有する。

3 理事会は、総会を開催するいとまのない場合において、クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められる時は、総会の権限に属する事項について審議し、承認・決定することができる。

(イベント企画運営委員会)

第24条 イベント企画運営委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 イベント企画委員会は、必要に応じて各イベントの前に開催する。

第6章 事務局

(事務局)

第25条 本クラブの事務を処理するために事務局を置く。当面事務所を度会郡玉城町下田辺800番地 玉城町中央公民館内に設置する。

第7章 会計

(資金)

第26条 本クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 年会費(保険料含む)
- (2) 事業等による収入
- (3) 助成金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) 委託金
- (6) その他

(資金の管理)

第27条 本クラブの資金は事務局が管理する。

(予算及び決算)

第28条 本クラブの予算及び決算は、監事の監査を経て総会の承認・議決を必要とする。

(年度会計)

第29条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第30条 会員は、本クラブ活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難・障害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第31条 会員は、本クラブの指定する保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害をはじめ一切の事故については、本クラブの加入する保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

(破損の処置)

第32条 使用施設・設備等を破損させ施設管理者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちに本クラブと連絡を取り、その都度協議し、対策をとるものとする。

第9章 総則

(細則)

第33条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、総会の議決によって定める。

第10章 附則

(規約の改正)

第34条 本規約は、総会の議決によって随時改正することができる。

附則

本規約は、平成23年7月31日から施行する。

改正 平成24年4月20日

改正 平成26年7月1日

改正 平成29年5月21日

改正 令和1年5月19日

改正 令和3年8月5日